

県立姫路東高等学校ソーシャルメディアサービス運用手順

兵庫県立姫路東高等学校

1 趣旨

この運用手順は、本校が学校の情報の発信等のためにソーシャルメディアサービス(以下「SMS」という。)を運用するに当たっての基本原則、運用ポリシー、トラブルへの対応等について定めるものとする。

2 SMS の定義

ブログやソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト等の誰もが参加できる広範的な情報通信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計され、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向メディアのことをいう。

3 運用について

- (1) SMS は、「4 運用ポリシー」に沿って運用することとし、利用規約を別途定めることとする。
- (2) 運用ポリシーは、次に掲げる事項について定めることとする。
 - ア 運用する SMS とそのアカウント名、URL 及びアカウント運用者名
 - イ SMS による情報発信の目的及び内容
 - ウ SMS の運用方法（配信時間、意見や質問への対応方法など）
 - エ 個人情報に関する取扱い
- (3) 利用規約は、利用者があらかじめ同意することが必要な事項について定めるものとし、次に掲げる事項について定めることとする。
 - ア 利用上の遵守事項
 - イ 知的財産権の帰属
 - ウ 免責事項
- (4) 本校公式ホームページ内に、運用する SMS の種類、運用アカウント及び当該アカウントで表示されるページへのリンクを明記するとともに、本運用手順及び利用規約を掲載する。あわせて当該 SMS 側のページにこれらを掲載した本校公式ホームページの URL を明記することとする。
- (5) 取得したアカウントへのログインパスワードの設定は、推測されやすいものは避け、第三者に知られることのないように厳重に管理し、定期的に変更することとする。
- (6) 利用規約に定める利用上の遵守事項に抵触する書き込み等を発見した場合は、速やかに削除等の措置を行うこととする。
- (7) 本校アカウントへのなりすましを発見した場合は、当該アカウントを管理するソーシャルメディアの管理者に削除依頼を行うとともに、本校の公式ホームページ上で周知することとする。また、必要に応じ報道機関へ情報提供などを行い、なりすましが存在することについて注意喚起を行うこととする。
- (8) 本校アカウントが、いわゆる「炎上」状態となった場合は、教育情報セキュリティ管理者（校長）に速やかに報告し、教育情報セキュリティ管理者の判断により、必要に応じて説明、訂正、謝罪等の情報発信を行うなど、適切に対応することとする。
- (9) SMS を運用する教育情報セキュリティ管理者は、上記の(7)または(8)が発生した場合は、速やかに統括教育情報セキュリティ責任者（教育企画課長）に報告することとする。

4 運用ポリシー

(1) 運用する SMS

本校が運用する SMS は、下記のとおりとする。

SMS の種類	アカウント名	ID	アカウント運用者	URL
動画共有 サイト	姫路東 高等学校	himehigashi.h s.6870@gmail. com	学校教育情報 セキュリティ・ システム担当者	https://www.youtu be.com/@user-jh 1zf2kp7c

(2) 掲載する目的及び内容

本校の教育活動を広く生徒・保護者・地域住民等に周知するため、以下の内容について、上記 SMS を通じて情報発信する。

ア 本校が実施する学校行事等の関連情報

イ 緊急時における連絡内容

ウ その他、本校に関する情報

※重要性Ⅱ以上の情報資産は、SMS で取り扱わない。

(3) 配信時間

原則として、年末・年始、祝日を除く月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

※内容や状況によって、上記以外の時間に配信することもある。

(4) 運用ルール等

利用者からのコメント等に対しては、原則として対応しない。本校が運用する SMS に関する質問等は、下記の電話に連絡する。

TEL : 079-285-1166

5 発信する情報について

(1) 情報（学校側の書き込み等を含む。）を発信する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならないこととする。

ア 発信する情報は、正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないよう十分に注意すること。

イ 著作権、個人情報保護等に関する法令を遵守するとともに、重要性Ⅱ以上の情報資産は発信してはいけない。

ウ 利用者の投稿を引用すること又は第三者が管理し、若しくは運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため慎重に行うこと。

エ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）や教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）、その他教職員の服務に関する法令等を遵守することはもとより、教職員としての自覚と責任を持つこと。

(2) SMS を運用する教育情報セキュリティ管理者は、教職員が、(1)に抵触する書き込み等を行うことのないよう、十分な監督を行うこととする。

(3) 発信した情報に誤りがあった場合は、誠実かつ速やかな対応を行うこととする。

6 運用手順の変更

(1) 運用手順は、予告なく変更する場合がある。

(2) 変更後の運用手順は、本校が別途定める場合を除き、本校公式ホームページ上で記載した時点から効力を生じるものとする。